

平成 24 年度第 11 回天塩町農業委員会総会議事録

招集年月日	平成 25 年 2 月 25 日 (月)			
招集場所	天塩町役場 3 階委員会室			
開閉日時 及び宣告	開 会	平成 25 年 2 月 25 日 (月) 午前 10 時 30 分		
	議 長	会長 中 嶋 康 治		
	閉 会	平成 25 年 2 月 25 日 (月) 午前 12 時 00 分		
	議 長	会長 中 嶋 康 治		
応召招集委員 及び出席委員 並びに欠席委員 出席 9 名 欠席 2 名 (凡例) ○ 出席 ● 欠席	議席番号	氏 名		出欠別
	1	満 保 豊		○
	2	黒 川 益 毅		○
	3	佐 藤 博 幸		○
	4	奥 山 稔		○
	5	鎌 田 英 樹		●
	6	川 端 英 嗣		○
	7	山 本 俊 榮		○
	8	杉 本 元		●
	9	吉 田 謙 司		○
	10	宍 戸 栄 一		○
	11	中 嶋 康 治		○
議事録署名委員		議席番号	3 番 佐 藤 博 幸 4 番 奥 山 稔	
職務のため議場に出席 した者の職氏名		事務局長	守 山 義 昭	
		総務係長	菅 雅 彦	
		地域おこし協力隊	菅 原 英 人	

平成24年度第11回天塩町農業委員会総会

議長 ただいまの出席委員は、9名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成24年度第11回天塩町農業委員会総会を開催します。

議長 これから本日の会議を開きます。

はじめに、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第15条第2項の規定により議長において

3番 佐藤博幸君

4番 奥山稔君

を指名します。

次に、会期決定の件を議題といたします。

本総会の会期は、本日一日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

全員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。

従って、本総会の会期は本日一日間と決定しました。

議長 次に、議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局より内容の説明を求めます。

事務局 ただいま議題となりました議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明申しあげます。今回は2件あります。

1件目ですが、別記第4号様式 意見書の書式に基づいてご説明申しあげます。2ページをご覧ください。

貸主は となっており、借主については、 となっており、土地については、字 番 となっており、転用面積については、 m²となっており、転用目的は砂利採取で、工期は、平成 年 月 日より平成 年 月 日となっており、一時転用であり採取後は農地に復元することとなっております。

農地区分ですが、農振農用区域内農地であります、3年以内の一時転用であり、復元後は農地として活用するので問題ないと考えております。資力については、ご覧のとおりとなっております。総合意見としては、許可相当としております。

2件目ですが、別記第4号様式、意見書の書式に基づいてご説明を申し上げます。14ページをご覧ください。貸主は となっており、借

主については、 となっております。土地については、字 番 となっております。転用面積については、 m²となっております。転用目的は砂利採取で、工期は平成 年 月 日より平成 年 月 日となっております。一時転用であり採取後は農地に復元することとなっております。農地区分ですが、農振農用区域内農地であります。3年以内の一時転用であり、復元後は農地として活用するので問題ないと考えております。資力については、残高証明書の添付があるので問題ないと考えます。その他の区分については、ご覧のとおりとなっております。総合意見としては、許可相当としております。以上よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長 これより本件に対する質疑を行います。

番地の の件で砂利採取の為、表土を削ると思うのですが、その後における復元というのは具体的にどのようなことでしょうか。今回、砂利採取を行うのは図中の黄色の部分のみであり、添付の意見書も記載があるのですが、「農地転用に関する許可基準からみた意見・転用である場合には、その妥当性」の項目に「埋戻計画があり、砂利採取後、農地へ復元されるため支障ないとするが、隣接農地との高低差や戻土量の客土量で雨水、融雪水処理等が出来るよう排水路への流水が可能な高低を考慮した農地への復元をすること」と記載のとおり適切な農地として使用可能なものに復元することとなっております。

番 の件で、現時点で当該農地の使用状況を含め詳細を教えてください。

今回の当該地（図中の赤枠）の隣接する北側は以前より砂利採取のため一時転用を行っている最中（工期中）であり、添付した航空写真が4年前時点なので状況は分かりづらいですが、当該地と隣接する北側は段差があると思われ、双方の工期（砂利採取）を終えた際には北側から当該地まで滑になるように整地する予定です。

砂利採取後、総体的に当該地の地盤が低下することで水はけが悪化することが懸念されると思うのですが、それについてはいかがでしょうか。

今、
が仰ったことについて以前、農業委員会で転用後の農地復元の基準について定めた規定を強調していけば今、懸念されたようなことについても解消されていくと思うのですがいかがでしょう。あと、業者がそこ（規定値土深 40cm）まで埋戻をしていけば今、ご心配されていることが多少なりとも解決するのではないかと思う次第です。

いずれにしても所有者と業者が了解を得て行っていることに対して農業委員会として過度に意見することは不適切だと思う反面、実態として水はけが悪化することへの懸念として申し上げたということです。

の仰ったとおり当事者どうしの問題ではありますが、農地の番人としての農業委員会の立場として、結果的に転用後に農地として不適切な状態となった場合を想定して懸念するわけです。

今年の農業委員会総会の中で昨今、懸念される開発行為案件があることを考慮した上で本総会にて決めた規定によれば、農地に復元する際の埋戻の際に水位 40 cm 以下（盛土上面から地下水位まで 40cm 以上を確保するという基準や、埋戻しの時期 4～5 月を除外する、埋戻しの仕上げで土中水分を多量に内包する場合などには除水を待つて行うことを定めています。

今、
が申し上げた規定については、今年の時点で各業者に振興局を通じて通知しております。

規定を決める前に、各業者と議論した際に、各業者はどこも、昔のやり方では所有者に了解をとれないという状況です。適正な農地に復元されなければ次回、案件（発注）を獲得できないことも含め、確実に意識は変わってきているものと思われます。

議長 他にご異議はございませんか。

全員 ありません。

議長 意義なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり決定されました。

以上で本総会に付された案件は全て終了しました。お諮りします。これに

て、本日の会議を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

全員 意義無し。

議長 意義無しと認めます。以上をもちまして閉会いたします。

平成 25 年 2 月 25 日

署名委員

(3 番) 佐 藤 博 幸

(4 番) 奥 山 稔